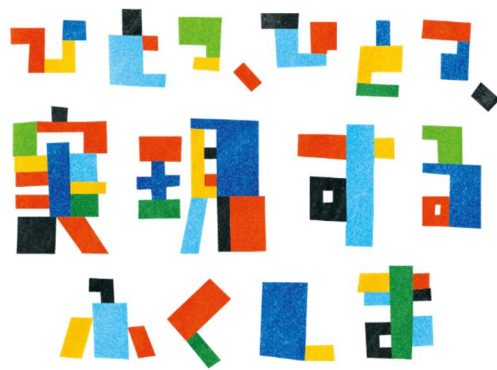


ふくしまの復興・創生に向けた
緊急要望



令和7年11月18日

福島県

目 次

1	中長期的対応が必要な復興の更なる加速化	1
2	避難地域の復興実現	3
3	避難者等の生活再建等	5
4	風評払拭・風化防止対策の強化	6
5	福島イノベーション・コースト構想の推進等	7
6	原子力発電所事故への対応	9
7	復興を支えるインフラ等の環境整備	11
8	地方創生・人口減少対策の推進等	12

東日本大震災と原子力災害から14年8か月が経過する中、当県の復興は着実に歩みを進めているものの、復興のステージが進むにつれて顕在化する新たな課題を始め、原子力災害の影響は現在進行形で続いており、世界に類を見ない困難を抱える福島県の復興は、今後も長く厳しい戦いであることから、第3期復興・創生期間以降もあらゆる挑戦を粘り強く続けていく必要があります。

国においても以下8項目を始め、当県の復興・創生に引き続き総力を挙げて取り組んでいただくよう要望します。

1 中長期的対応が必要な復興の更なる加速化

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 復興実現のための総合的な施策の推進

国は、福島復興再生特別措置法に規定されるとおり、福島の復興及び再生は国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであること、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することを改めて認識し、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、当県特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当県の復興に前面に立ち最後まで責任を持って取り組むこと。

今後も中長期にわたる継続的な取組に加え、復興の進捗に伴って生じる新たな課題やニーズへの対応を力強く進めていくことが不可欠である中で、次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想を更に発展させながら、いまだ進行形である避難者の帰還や生活環境の整備、産業・生業の再生等を一層進めなければならない、極めて重要な期間となることから、これまで以上の取組が必要となる。

このため、「『第2期復興・創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針」において、「今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する」とされていること、また、税制改正大綱において、「息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされていること等を遵守し、地元の声을丁寧聞きながら復興需要を把握した上で、今後も切れ目なく安心感を持って復興への挑戦を続けるため、現下の物価高騰等の状況も的確に反映するとともに、復興特別会計等による予算措置を継続し、第3期復興・創生期間の初年度となる令和8年度予算はもとより、中長期にわたり必要となる十分な財源と枠組み、税制特例を始めとした復興を支える制度を引き続き、しっかりと確保すること。

その上で、国においては、復興庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、当県における原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、地元の声にしっかりと耳を傾け、「現場主義」を徹底し、福島復興・再生に向けた取組を県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和8年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

度重なる自然災害からの早期復旧や長期化する物価高騰、人件費の増加など、広範かつ多額な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、国庫負担はもとより、安定的な財政基盤が重要であることから、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

また、更なる基礎控除等の引き上げや、いわゆるガソリン税・軽油引取税の暫定税率の廃止が行われた場合には、地方税の減収や地方交付税原資の減など、地方財政に大きな影響が生じることから、地方の安定的な住民サービスの提供に支障を来さないよう、十分に考慮し対応を検討すること。

あわせて、消費税については、社会保障制度の基盤として果たしている役割や、日々住民と接しながら行政サービスを提供している地方への影響等を十分に考慮し、将来世代の負担に十分配慮した丁寧な議論を行うこと。

2 避難地域の復興実現

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

原子力災害が続く中、いまだ避難指示区域が存在している地域があり、また、避難指示解除から期間が経過した地域であっても、避難指示が出されていたことによる影響が継続している。こうした状況から、避難地域12市町村では依然として帰還が進まず、震災前と比べて大幅な人口減少・高齢化といった課題に直面しており、既に帰還を遂げた住民の生活環境はもとより、帰還・移住の促進に向けた環境整備をこれまで以上に強力に進めることが不可欠である。

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の住宅の新築・改修や民間による賃貸住宅の整備促進、宅地造成などの住宅環境はもとより、医療・介護・福祉、子育て、魅力ある教育、交通、買い物、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、商業施設の運営支援、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生など、年齢や性別等を問わず、住民が安心して支障なく暮らせるよう生活環境を充実させる必要がある。

このため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、様々な機会において地元の意見を丁寧に聴きながら、新たな課題にしっかりと対応し、福島12市町村の将来像の具現化に向けた取組を支援すること。

特に、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、長期的かつ十分な予算を確保するとともに、復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、制度を拡充するなど、柔軟で使いやすい仕組みとすること。福島生活環境整備・帰還再生加速事業についても、引き続き、避難指示により甚大な影響を受けた生活環境の回復・補完が必要であることから、地元の意向を十分に踏まえながら、十分な予算を確保すること。

あわせて、避難地域の医療提供体制の再構築に向けては、双葉地域における中核的病院の整備が不可欠であることから、整備及び開院に向けての人材確保等を含めた運営のための予算を十分に確保すること。

また、帰還困難区域の復興・再生については、帰還意向のある住民への支援強化やそれぞれの地域の実情に応じた特定復興再生拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援するとともに、特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向けて、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や、住民の生活が一日も早く再建できるよう地元自治体の意向を考慮しながら、除染等の確実な実施に加え、道路・河川等のインフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援すること。さらに、両区域外の残された土地・家屋等の扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

3 避難者等の生活再建等

【内閣府、こども家庭庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省】

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談支援、交流機会の提供、心のケア、子どもから高齢者までの健康回復、避難者に対する情報提供等の様々な施策により、避難者を始めとする被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金について、被災者の実情を踏まえた柔軟な運用を行うとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、旧警戒区域等からの避難者及び原発事故による母子避難者等を対象として、令和8年3月31日まで実施されている高速道路無料措置について、引き続き延長措置を講じること。

さらに、いまだ多くの児童生徒が避難生活を送っていることや、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加等の課題に対し、心のケアや学習指導等きめ細かい支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続すること。

加えて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業について、十分な予算を確保するとともに、被災事業者の意向も踏まえて制度を拡充すること。事業再開・帰還促進事業についても、事業期間を延長するとともに、十分な予算を確保すること。

あわせて、中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償については、被害者が請求の機会を失うことがないように、東京電力に対し、丁寧かつきめ細かな対応を行うよう指導すること。

4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

県全域において、農林水産物を始めとした県産品の全国平均との価格差が震災前のポジションに戻らないまま固定化されているほか、観光や教育旅行での宿泊者数は震災前の7割程度であり、インバウンド需要も全国の水準に達しておらず、さらには、一部の国・地域における輸入規制も継続しており、いまだ根強い風評が残っている。加えて、長期間にわたる廃炉においては、今後、新たな風評が生じる懸念も払拭できず、風評・風化を取り巻く環境は、時間の経過とともにますます厳しくなっている。このため、農林水産業はもとより、観光業を始めとした幅広い業種に向けた万全な風評・風化対策及び柔軟な追加対策を講じるとともに、県全域を対象とし、国はもとより、県、市町村、各種団体等の取組のために十分な予算を確保すること。

また、福島復興再生特別措置法における風評対策に係る税制特例措置について、令和8年度税制改正要望に基づき、現在と同様の措置率や要件の下で、県内全域を対象として適用期間を延長すること。

さらに、農林水産業については、風評を起因として、農業産出額が他県と比べて大きく伸び悩んでいる状況にあり、消費者や実需者へ向けた放射性物質検査等に基づくリスクコミュニケーションはもとより、強みのある品目による牽引を含めたブランド力の強化など、生産から流通・販売を通じた産地競争力の向上が重要であることから、市場ニーズに基づく戦略的な販路回復・拡大、生産体制の構築、品種開発や栽培・加工技術の確立のために十分な予算を確保すること。

加えて、水産業については、安心して生業を継続し、次世代へ確実に繋いでいけるよう、国が前面に立ち、万全な風評対策はもとより、生産から流通、消費に至る全体を捉えた総合的かつ強力な対策を継続するとともに、生産回復が大きく立ち後れている現状を踏まえ、長期的な財源を十分に確保すること。

あわせて、輸入規制を継続する国・地域への規制撤廃に向けた更なる働き掛け、輸出可能となった国・地域への輸出促進の支援、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国主催の各種会議等のあらゆる機会を活用し、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

こうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく確実かつ迅速な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

5 福島イノベーション・コースト構想の推進等

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進のための支援

浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指す国家プロジェクトである本構想を推進し、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」が示す未来を現実にするため、新たに加えた3つの視点の下、具体的な取組を加速すること。

特に、地域課題解決に資する各プロジェクトの創出促進、起業・創業、重点6分野に係る実用化開発、企業誘致から進出企業の定着までの支援などを通じた産業集積を図るとともに、本構想を牽引するトップリーダーや専門人材の育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、原子力災害の記録と教訓を国や世代を超えて継承する東日本大震災・原子力災害伝承館等の各拠点の管理・運営に十分な財源を確保するなど必要な支援を行うこと。

また、福島ロボットテストフィールドが福島国際研究教育機構（F-R E I）により安定的に運営され、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営に要する費用や人員、高度人材を確保すること。

さらに、全国の大学等の「復興知」を活用した教育研究活動については、復興を担う人材育成に直接寄与しているほか、人材育成基盤の構築に貢献しているとともに、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を有していることから、地域の特性を踏まえた教育プログラムを実施するために十分な予算を確保すること。

加えて、本構想の推進主体である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が、継続的かつ効果的な取組を実施できるよう、体制の強化や十分な財源の確保等の必要な支援を行うこと。

あわせて、福島復興再生特別措置法における本構想の推進に係る税制特例措置について、令和8年度税制改正要望に基づき、現在と同様の措置率や要件の下で、適用期間を延長するとともに、地元の声を踏まえながら、産業集積の形成及び活性化の促進に資する事業を漏れなく拡充すること。

(2) 福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進

F－R E I の機能を最大限に発揮させるとともに、施設整備を円滑かつ確実に実施できるよう、政府を挙げて、中長期的な枠組みにより十分な予算を別枠で確保すること。

また、施設整備については、施設基本計画を踏まえ、地元と連携の上、可能な限りの前倒しに努めること。

さらに、毎事業年度終了後、適切にF－R E I の取組の評価を行うとともに、復興庁の総合調整機能の下、省庁の縦割りを排し、関係省庁が連携して、F－R E I が地域に根差し、県内の市町村、大学、研究機関、企業、教育機関等との連携を図りながら、長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

(3) 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現

9月に策定した「福島新エネ社会構想加速化プラン3.0」の着実な実現に向けて、再生可能エネルギーの更なる導入拡大や関連産業の集積、水素先進県の実現に向けた取組について、十分な予算を確保するとともに、関係省庁が継続的に支援策を講じること。

特に、世界有数の水素イノベーション拠点である福島水素エネルギー研究フィールドの持続可能な運営、水素ステーションの整備促進、FCモビリティの導入拡大、水素関連人材の育成並びに関連産業の育成及び集積を支援するとともに、福島発の取組等を国内外へ発信すること。

また、再生可能エネルギーの導入を進める上では、法令を遵守し、地元の理解や地域との共生を図ることが重要であることから、再エネ特措法等の改正による「地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化」について、周知徹底と適切な運用を図るとともに、再エネ特措法や電気事業法に基づく立入検査・指導等を適時・適切に実施すること。さらに、社会情勢の変化等に合わせ、事業規律の一層の強化に向け、法規制を含めた総合的な対策について検討すること。

(4) 企業誘致の促進

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興を図るためには企業誘致の促進による産業集積及び働く場の確保が重要であることから、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、十分な予算を確保した上で、雇用情勢や地域への波及効果等を踏まえつつ、特に青写真で示した、面的サプライチェーンの構築を通じた地域の稼ぎの実現や、進出企業も含めたコミュニティによる日々の暮らしの改善に資する取組を重点的に支援するとともに、市町村の意見や地域の実情を踏まえた制度運用を行うこと。

6 原子力発電所事故への対応

【内閣府、復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

(1) 原子力発電所の安全確保等

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提であり、今後行われる本格的な燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることができないことから、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

特に、廃炉作業におけるトラブルの発生は、県民が廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となることから、今後の作業に当たっては、起こりうる様々なリスクを想定した事前の対策にしっかりと取り組み、複数の協力企業に関わる作業についても、安全管理体制を徹底的に構築するよう、東京電力を強く指導・監督すること。

また、2号機における燃料デブリの試験的取り出しの着手により、中長期ロードマップの廃止措置終了までの期間である第3期に移行したが、現時点では、原子炉内部の正確な状況把握ができておらず、現行のロードマップにおいては、燃料デブリの本格的な取り出し方法や一次保管、県外処分の在り方などのプロセスが明確化されていないことから、これらを具体化し、精緻なロードマップを作り上げ、廃炉作業を着実に前に進めること。

さらに、中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない福島第一原子力発電所の使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の具体的な議論を進め、県外において確実に処分すること。

加えて、東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において確実に処分すること。

(2) A L P S 処理水の処分に係る安全確保等

A L P S 処理水の海洋放出については、福島県だけではなく、日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、関係省庁がしっかりと連携し、政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うすること。

その上で、A L P S 処理水の海洋放出については、長期間にわたる取組であり、今後も想定外の事態があってはならないことから、トラブルの未然防止や浄化処理の透明性を確保した上で確実に実施するとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するなどの万全な安全対策を講じること。

また、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果や希釈放出設備の運転状況など、正確な情報を分かりやすく継続的に発信するとともに、I A E A 等の国際機関と連携し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

さらに、新たな風評への懸念や生業継続への不安など様々な意見が示されているほか、一部の国・地域における輸入規制の強化などの影響が生じていることから、農林水産業はもとより、観光業を始めとした幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むとともに、対策の実施状況や効果を確認し、支援内容の見直しや必要な追加対策を柔軟に講じること。

加えて、処理水の元となる汚染水発生量の更なる低減は重要な課題であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に着実に取り組むなど、汚染水発生量の更なる低減に向け、確実に結果を出すよう取組を進めること。

(3) 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組の加速化

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入れという苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務であり、約束の 2045 年 3 月まで残された期間はあと 20 年を切っている。

8 月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」が決定されたところであるが、候補地選定後の最終処分場の用地取得、建設、運搬等について、具体的なプロセスやスケジュールが明確に示されていないことから、県民が県外最終処分実現の見通しを実感することができるよう、2045 年 3 月までの具体的な方針や工程を速やかに明示し、政府一丸となって最後まで責任を持って確実に取り組むこと。

7 復興を支えるインフラ等の環境整備

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、施工確保対策として導入されている復興係数など、関連する特例措置を継続すること。また、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築や（仮称）小高スマートIC及び（仮称）大玉スマートICの早期整備に確実に取り組むほか、小名浜港及び相馬港について、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を更に推進すること。さらに、避難指示解除に伴う帰還や復興まちづくり等に向けては、特定復興再生拠点区域間等を結ぶ道路ネットワークの強化が必要であるとともに、治水安全度を向上させ洪水氾濫を未然に防ぐ河川や人家等を守るための砂防施設の整備が不可欠であるため、引き続き社会資本整備総合交付金（復興）の予算を十分に確保すること。

また、流域治水の推進のため、水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の推進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路、河川事業の予算を確保するなど十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群の早期整備に当たっては、阿武隈川流域の住民への理解醸成に向けた取組を推進するとともに、国が主体となって整備後の利活用も含めた整備地域での合意形成に取り組むこと。

あわせて、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む流域治水対策に十分な予算を確保すること。

さらに、当県は、東日本大震災以降も度重なる自然災害により甚大な被害を受けており、地域の安全・安心の確保のため、引き続き、国土強靱化対策が必要であることから、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、物価高騰等の状況も踏まえた十分な財源を通常予算とは別枠で確保すること。

あわせて、防災・減災、国土強靱化のための緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債について、措置期間を延長するとともに、対象事業の更なる拡大及び要件緩和を行うこと。

加えて、復興祈念公園の中核となる国営追悼・祈念施設について、当県と連携して整備を進めるとともに、供用後の利活用促進を図ること。

8 地方創生・人口減少対策の推進等

【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県を含む地方では急激に進む少子高齢化や若者の県外流出等により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、特に、東日本大震災と原発事故からの復興・再生と地方創生を同時に進めていかなければならない当県は、他県にはない困難を抱えている。

国は、「地方創生2.0基本構想」において、若者や女性にも選ばれ、誰もが安心して暮らし、一人一人が幸せを実感できる地方を目指すこととしており、結婚・出産・子育ての支援や若者の定着・還流、地方への移住・定住の促進、観光振興、女性活躍推進などの取組を国と地方が一体となって推進していくことが重要である。

このため、国は、人口減少対策を総括推進する「庁」レベルの司令塔を設置し、あらゆる政策を総動員して人口減少対策に取り組むこと。

特に、地方の人口流出の抑制に向けては、若者や女性にとって魅力ある雇用の場の確保が重要であることから、首都圏に集中する企業の本社機能等の地方移転を促すほか、税財源の偏在も含め、過度な東京一極集中の是正を図ること。

また、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、新しい地方経済・生活環境創生交付金を始めとする地方創生関連予算を引き続き十分に確保するとともに、地方財政措置を継続すること。

特に、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象事業の拡大や対象要件の緩和、手続の簡素化など地方の実情を踏まえた運用の弾力化を図ること。

さらに、長引く物価高騰は、国民生活や経済活動に深刻な影響を与えていることから、今後も経済状況等を踏まえ、必要に応じて適時・適切に住民や事業者に対する支援策を講じるとともに、地方が地域の実情に応じた対策を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。また、地方の中小企業等が賃上げの原資となる企業収益を確保できるよう環境整備を推進すること。

加えて、全国的にクマによる被害が多発し、当県においても人身被害や目撃の件数が過去最多となっていることから、地方公共団体が被害防止対策を確実に進められるよう国が一体となって必要な予算を十分に確保するとともに、ガバメントハンターの配備や大規模なモニタリング調査など、地方公共団体による対応だけでは困難な課題について、国が主体的に実効性のあるクマ被害対策を講じること。

あわせて、これまで地方公共団体が独自に実施してきた緊急的なクマ対策についても、指定管理鳥獣対策事業交付金の対象となるよう、柔軟な対応を講じること。